

平成 17 年 7 月 5 日
警 察 庁

第 5 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について
～ 支援等のための体制整備への取組（基本法第 11、21、22 条関係）～

1 相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）

- 生活費、医療費、住居費に困ったとき、それぞれの担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本化してほしい。
- 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配布等）
- 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配布等）

各機関が有する支援制度に関する相談、対応については、当該制度を有する機関が責任をもって対応することが基本であると考え。ただし、多くの場合、警察が被害者と最初に接触する公的機関であるという現状にかんがみれば、警察においても、被害者に対し、地方自治体の窓口や各機関が有する支援制度についての教示、紹介を行うことが求められていると認識しており、関係機関からご提供いただければ、各種制度についての案内書、申込書等を常備し、これらを教示、紹介していくことについて、検討してまいりたい。

また、各都道府県警においては、あらかじめ指定された被害者支援要員が、事案発生直後に現場に臨場し、被害者に自己紹介を行った後（併せて名刺等を交付）被害者に付き添いつつ被害者からの各種の相談等に応じているほか、病院や裁判所等への付き添いや関係機関の紹介等を実施している民間被害者支援団体の紹介、引継ぎを実施しているところであり、今後とも、このような制度の活用等を図って被害者の負担軽減に努めてまいりたい。

さらに、都道府県警察においては、刑事手続の概要、被害者連絡を行う捜査員の氏名及び連絡先、被害者に役立つ関係機関、団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、被害を受理する際に捜査員がこれを被害者に交付し、内容の説明等を実施しているところであるが、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図ってまいりたい。

- 国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。

警察としては、各都道府県警、警察署レベルにおいて、知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会等をメンバーとする「被害者支援連絡協議会」や被害者支援地

域ネットワークの設置に努めてきたところ、現在、すべての都道府県及びほとんどの警察署においてネットワークが構築されているものと承知しており、今後とも、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めてまいりたい。

なお、各機関が有する支援制度に関する相談、対応については、当該制度を有する機関が責任をもって対応することが基本であると考えるが、少なくとも、それぞれの機関が、他の機関においてどのような被害者支援制度を有しているかを把握し、適時適切に被害者に教示できるようにする必要があると認識しており、警察としても、関係機関との連携強化や内部的な研修等に努めてまいりたい。

- **行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。**
- **縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。**

警察では、犯罪の態様や被害者の特性に応じた各種の相談窓口を整備し、被害者のニーズに応じた相談対応を行っている。また、被害者支援の施策全般については、警察庁には犯罪被害者対策室が、都道府県警察本部には（名称は様々であるが）専門の担当部門が設置され、それぞれ被害者支援を統括するとともに、警察署においても担当官が配置されて、具体的な被害者支援に当たっている。

なお、少年関係については、全国の少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談を受け付けている。

受理した相談が他の関係機関において取り扱うことが適当であると認められる場合は、相談者に対し引継先、連絡方法等を教示し、これを当該関係機関へ引き継ぐ等相談者の立場に立った対応に努めている。

- **被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要。**

被害者のニーズは、精神的ケアや住宅、雇用等の生活上の支援をはじめ極めて多岐にわたっていることから、警察以外の機関が担っているものも数多くあると承知している。

他方、警察の行う被害者支援は、機関の性格上、犯罪発生直後の危機介入等初期的対応が中心となることから、民間被害者支援団体や地方公共団体において、中・長期的な支援窓口が確立されることが望ましいと考える。

- **全国どこでも等しく必要な時に必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上**
- **被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。**
- **インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者の間に不**

公平が生じない処置をとること。

警察庁においては、平成１２年４月から、ウェブサイトにおいて、警察による被害者支援の具体策、刑事手続の概要等について、情報提供を行っており、各都道府県警察においても、ウェブサイトにおいて、被害者支援の概要について紹介を行っている。

また、各都道府県警察においては、全国共通の相談専用電話「＃９１１０番」を運用しているほか、警察総合相談室を警察本部に設置するとともに、性犯罪や少年犯罪、交通事故等犯罪の態様や被害者の特性に応じた各種の相談窓口を設置し、被害者のニーズに応じた相談の対応及び情報提供に努めている。

さらに、現実に犯罪被害に遭った方等に対しては、刑事手続の概要や被害者に役立つ制度や関係機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、被害を受理する際に捜査員がこれを被害者に交付し、内容の説明等を実施している。

今後とも、被害者のニーズを踏まえ、情報入手の利便性の確保及び情報内容の一層の充実を図ってまいりたい。

なお、警察がウェブサイト上で提供している情報は、基本的に被害者に配布される「被害者の手引」に記載の内容と同様であるが、引き続き、インターネット利用者とそうでない方との間で提供される情報内容について格差が生じないように配慮してまいりたい。

○ **被害者同士に出会うための情報などを積極的に情報収集できない犯罪被害者にも適切に情報提供すべき。**

同じような被害に遭われた方の交流場所としては、民間被害者支援団体や当該団体に設けられた自助グループが考えられるところ、警察としても、これら被害者支援団体との連携を図りつつ、被害者の要望を踏まえ、被害者に対し、自助グループの紹介等も行なってまいりたい。

○ **犯罪被害者対策室の活動内容及び被害者への情報提供に関する地域的バラツキを解消する。**

警察においては、平成８年２月の被害者対策の基本方針である「被害者対策要綱」を制定して以来、組織を挙げて被害者支援策の充実・強化に取り組んできた。

被害者への情報提供をはじめ、基本的に実施すべき施策については通達等で全国に示してきたところであるが、このほか、地域の実情に応じて各都道府県警察が創意工夫をして独自に展開している施策もあるものと承知している。

警察庁としては、基本的な施策は確実に実施されるよう指導、督励を行うとともに、各都道府県警察における好事例については、全国にこれを紹介し、早期に定着するよう勧奨するなど、地域的なバラツキがないようにしてまいりたい。

○ **被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害**

者に配布すること。

- 被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。
- 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。
- 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- 被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。
- 現状の情報提供は、聞かれたら答えるというスタンスであり、今後は受身の活動にならないこと。
- 冊子「警察による犯罪被害者支援」（警察庁）及び冊子「被害者の方々へ」（検察庁）の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

警察では、殺人や傷害、性犯罪といった身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件の被害者やご遺族に対し、被害者等から事情聴取を行った捜査員が、被害を受理する際に、刑事手続や法的救済制度等を包括的に分かり易く解説した「被害者の手引」を被害者等に配布するとともに内容の説明を行い、被害者等が必要とする情報の早期の提供に努めている。「被害者の手引」は、殺人事件等のご遺族用、性犯罪被害者用、交通事故被害者用等罪種別に作成し、被害者等のニーズに即したものとなるよう努めているところであるが、今後、その内容の一層の充実に努めてまいりたい。

また、これらの被害者等に対しては、「被害者連絡制度」により、被害者から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員が、情報提供を望まない方を除き、面接あるいは電話等の方法により、捜査状況のほか被疑者の検挙、人定及び処分状況等の情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対し適切に対応するよう努めている。

なお、これらの制度は、原則として、殺人や傷害、性犯罪といった身体犯の事件や交通死亡事故、ひき逃げ事件等、精神的打撃が大きく、情報提供の必要性の高い事件の被害者等を対象としているが、犯罪の発生状況等都道府県の実情に応じ、適宜その対象を拡大して運用されているものと承知している。

他方、「被害者の手引」の交付や被害者連絡について、確実に実施されていない、人事異動後の担当者の引継ぎがうまく行われていないというご指摘や、長期未解決事件について定期的に連絡してほしい等のご要望があることも承知しており、今後、「被害者の手引」の確実な配布及び「被害者連絡」の確実な実施について更に徹底するとともに、これらの制度の改善策についても検討してまいりたい。

- **警察庁犯罪被害者対策室の活動内容を見直すこと。**

ご要望の趣旨、内容が明らかでないが、警察庁犯罪被害者対策室においては、犯罪被害者対策に関する企画、立案、都道府県警察に対する指導等を行っている

ところ、今後とも、被害者のニーズに応じたきめ細やかな対策の推進に一層の努力をしてまいりたい。

○ **関連法律の洗い出し、整備をし、被害者対策の充実を図ること。**

現在開催されている犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画検討会での議論や、本年中に策定が見込まれる犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、必要な法令の整備、見直しを図ってまいりたい。

○ **警察刷新会議で新たに作られた制度が、現場で機能するように仕組み・規定を徹底すること。「情報公開」「苦情申し出制度」「警察署協議会」等。**

警察の情報公開については、国民の信頼を確保するためには、積極的に情報公開を推進し、警察行政の透明性を確保することが重要であると認識しており、警察庁においては、警察庁の施策を示す訓令、通達を警察庁のウェブサイトに掲載する等の情報提供を行っているほか、都道府県警察に対しても、通達を示すなどして積極的に取り組むよう指導しているところである。

また、苦情申立制度は、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し苦情の申し出ができ、申出を受けた都道府県公安委員会は、これを誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知しなければならない、とされているものであるが、これに該当しない都道府県警察本部長、警察署長等に対する苦情についても、規定が整備されている。また、警察署協議会は、警察署の管轄区域内における事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とされているものであり、警察署の業務運営に地域住民の意向が反映されるよう所要の規定整備がなされているところである。

今後とも、これら制度について、その趣旨に従った運用がなされるよう適切に指導してまいりたい。

○ **性暴力被害者がアクセスしやすいところに被害者にわかりやすいハンドブックを置くなどの広報活動を充実させてほしい。**

警察では、これまで、ウェブサイト等において性犯罪被害に関する情報の提供を行っているほか、「性犯罪 110 番」等の相談電話や相談室を設置し、被害者からの相談に応じてきたところであり、これらの相談窓口についての広報を実施しているところである。

また、「被害者の手引」についても、都道府県の実情により、他の犯罪被害者用とは別に、性犯罪被害者用に作成、交付されている。

今後、性犯罪被害者の方々が、どのような形で情報提供を望んでいるかを踏まえて、関係機関、団体と連携を図りつつ、情報入手に係る利便性の拡大について検討してまいりたい。

- **被害発生後４８時間以内の早期支援開始体制の確立と、特に２４時間以内に支援チームによる被害発生から葬儀終了までの危機介入**
- **危機介入チームの設立（被害者が亡くなった場合、民間、行政諸機関が合同で２４時間以内に支援チームにより、被害発生から葬儀終了まで遺族などを支援する）**
- **被害直後の遺族は茫然自失状態なので、支援者側が積極的に介入し、必要な支援をその時期に応じて関係機関とも連携しながら適切に提供すべき。**

警察は、犯罪の発生直後から被害者と密接にかかわり、被害の回復、軽減、再発防止等に大きな期待を寄せられているとの認識の下、警察本部や警察署に被害者支援担当係を設置し、刑事部門等と連携して被害者支援を組織的、総合的に推進している。

特に、殺人や傷害、性犯罪といった身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等が発生した際には、あらかじめ捜査員とは別に指定された警察職員が被害者支援活動を実施する「指定被害者支援要員制度」を運用している。

指定被害者支援要員は、事件発生直後から臨場し、警察による被害者の事情聴取等捜査活動における付き添い、病院、自宅等への送迎、更には刑事手続の流れや受けることができる支援の内容の説明等を行うとともに、被害者からの心配事の相談受理や身の回りの世話、ご要望があれば、葬儀社の確認、手配、葬儀の際のマスコミ対応等を行っている。

また、大きな精神的被害を受けた被害者に対しては、専門的知識を有する部内カウンセラー等による相談や部外の精神科医等への紹介を実施しているほか、病院の付き添い、家事の介助のような生活に密着したきめ細かな被害者支援を実施している民間被害者支援団体への紹介も行うなど早期の支援活動に努めている。（なお、民間被害者支援団体については、平成１３年の犯罪被害者等給付金支給法の改正により、都道府県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体に対して、警察本部長等が被害者等の同意を得て、被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することにより、犯罪被害者等早期援助団体から被害者等に積極的に介入できるような仕組みを整えた。）

さらに、警察では、関係機関、団体等をメンバーとして各都道府県及び警察署単位に早期の段階から横断的な支援活動が実施されるよう、被害者支援連絡協議会等のネットワークを設置している。

今後とも、指定被害者支援要員制度の積極的運用や被害者支援連絡協議会の活用等により早期に充実した被害者支援活動が展開されるよう努力してまいりたい。

- **匿名で安心して相談できる機関・団体の充実や、被害者は在住・在勤している地域の機関で支援を受けることを避ける傾向があるため、被害者と隣接地域の支援機関をつなぐ等、早期に被害者が相談しやすい体制整備が求められる。**

警察では、被害者等からの相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置するとともに、電話による相談についても全国統一の相談専用電話「９１１０番」を設置しているほか、被害者のニーズに応じて、被害者の心の悩み、

性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けているところであるが、これらの相談は、相談者の住所地、在勤地以外の相談窓口でも受け付けており、相談者が匿名であっても相談に応じている。

また、警察では、被害者支援に関係する機関、団体等が相互に連携を図るための「被害者支援連絡協議会」を全都道府県及び警察署の管轄区域等を単位として設立しているところであるが、警察に寄せられた相談についても、その内容や被害者等の要望に応じて、これらのネットワークに参画する他の機関や団体等を教示したり、連絡を取っているほか、被害者等の要望及びその内容によっては、他警察署や他府県警察管内のネットワークを活用することも配慮している。

今後とも、関係機関、団体との連携を強化して、被害者が相談しやすい体制の整備に努めてまいりたい。

- **支援センターが県内全部の要望をカバーできるわけでもない。一人になったときの恐怖感等の過覚醒の症状のある被害者や周囲の人の負担を軽減させるため、24時間体制で付き添える機関が求められる。**

警察では、殺人や傷害、性犯罪といった身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等が発生した場合は、指定被害者支援要員が事件発生直後から臨場し、警察による被害者の事情聴取等捜査活動における付き添い、病院、自宅等への送迎、更には刑事手続の流れや受けることができる支援の内容の説明等可能な限りの支援を行うとともに、携帯電話やメール等により、いつでも被害者からの様々な相談や要望に対応できる体制をとっている。

また、これらの相談内容に応じて、部内外のカウンセリングの手配、医療機関、民間被害者支援団体等の紹介、引継ぎ等可能な限り被害者等の要望に沿うような支援に努めている。

今後とも、本制度の適切かつ積極的な運用を図ってまいりたい。

- **長期間にわたる苦悩に対応するために、身近なところで安心して電話相談・面接相談を受けることができる体制づくりが必要**
- **電話相談や面接相談等による長期的支援体制の確立**
- **被害直後から長期にわたって身体的・精神的支援が必要ではないか。犯罪被害者に対する支援をボランティアに頼りきるのは不十分ではないか。**

警察機関の特性にかんがみた場合、中・長期にわたって警察が被害者のケアを継続していくことには困難な面があると認識している。

他方、被害直後の早い段階による危機介入（初期的な支援活動）により、被害者が被る精神的被害を相当程度軽減することができ、また、被害者のその後の精神的回復、立ち直りに大きな効果を有すると言われている。

このため、警察では、犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者の回復を支援するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員を部内に配置したり、部外 of 精神科医や民間のカウンセラーと連携するなどにより、早期に

被害者のカウンセリングを実施できるよう体制を整備し、電話、面接による対応を行っている。

また、医師会、臨床心理士会、精神保健センター、女性相談所、児童相談所、福祉事務所等を含む被害者支援に関係する機関、団体等をメンバーとする「被害者支援連絡協議会」を全都道府県及び警察署の管轄区域等を単位として設立し、相互の連携を図っているところであるが、これら参画団体の中にも、電話相談や面接相談を実施しているところがあることから、被害者等に対し、そのような関係機関の紹介も行っているところである。

なお、民間被害者支援団体においては、裁判所や病院への付き添い、自宅訪問や日常生活上の支援等、必ずしも行政機関では提供し得ないより生活に密着したきめ細かな支援を提供することが可能であり、その役割は極めて大きいと認識している。

今後とも、これら関係機関、団体との連携を強化することにより、被害者に継続的に支援が行われるよう努めてまいりたい。

○ **支援団体と福祉機関、医療機関などとの連携による長期的支援が必要ではないか。**

警察では、民間被害者支援団体を含めて、生活、医療等に関係する機関、団体等が相互に連携を図るための「被害者支援連絡協議会」を全都道府県及び警察署の管轄区域等を単位として設立し、これら関係機関、団体が協力関係を構築して互いに連携してよりきめ細かな被害者支援を行うことができるように努めている。

今後とも、これら関係機関、団体との連携を強化し、それぞれが最大限の被害者支援ができるように努めてまいりたい。

- **被害現場で適切な助言・指導をしてくれる人、冷静に事務処理をしてくれる人、正確な情報を伝えてくれる人がチームを組んで支援することが是非とも必要**
- **被害者は精神的に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネーターが必要である。**
- **事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要**
- **サポートスタッフには、本人以外の家族への支援や、関係機関、その後の相談機関との連携・紹介などもしてくれれば、もっといい。**

被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、被害者が十分な支援を受けるためには、関係機関、団体相互の協力、連携はもとより、被害者のために必要な情報を提供し、被害者が必要な支援を受けることについてサポートをしていく者が必要であると認識している。

このため、警察では、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等の事案が発生した際は、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者

や家族への付き添い、相談対応、各種の情報提供等被害発生直後における支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を導入している。

被害者支援要員は、事件発生直後から臨場して、被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行うとともに、実況見分や事情聴取時の立会い、担当捜査員と被害者等との間の連絡や相互の要望の調整等にも当たっており、捜査員と連携しつつ、被害者等の物理的・精神的負担の軽減、必要な情報の提供等に努めている。

また、被害者支援要員は、警察のみでは対応できない様々な被害者のニーズについても、被害者の要望を踏まえ、「被害者支援連絡協議会」等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラーや弁護士会、関係機関、民間被害者支援団体等の紹介、引継ぎ等を実施している。

今後とも、このような被害者支援要員の役割の重要性にかんがみ、その積極的な活用を図るとともに、被害者支援要員に対し、支援に必要な知識や捜査員との連携についての研修、教育等の充実に努めてまいりたい。

- **精神的虐待は、苦しくても「何が被害なのか」を警察を含む第三者に説明しにくいというジレンマがあり、説明の援助者を求めている。ストーカーの本質は何なのか、加害者はなぜこんなことをするのかというところを理解した人が被害者のそばにいて、そうした、弁護士や警察官以外の専任の援助者が最終的な解決まで付き添って様々な出来事を共有してくれるという安心感を得られるような支援のシステムが必要。**

ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、凶悪事件に発展するおそれがあることから、警察においても、ストーカー事案の担当者について、当該ストーカー規制法の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施している。

また、相談を受けた場合には、被害者の意思を踏まえ、いわゆるストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等、自衛策の教示やその他の援助を行って被害の拡大防止を図っているほか、保健所、婦人相談所、医療機関等へ引き継ぐなどの対応を行っている。

今後とも、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切に対応してまいりたい。

- **表に出てこれない潜在化している被害者に対するケアの検討**

警察では、被害者等からの相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置するとともに、電話による相談についても全国統一の相談専用電話「#9110番」を設置しているほか、犯罪や被害者の態様等に応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けているところであるが、その際、性犯罪相談窓口については、女性警察官の配置に努めているほか、精神的ケアを望んでいる相談者に対しては、カウンセリング専門職員が電話によるカウンセリングを実施し

たり、精神科医や臨床心理士による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、可能な限り被害者のニーズに応えられるように努めている。

今後とも、被害者が相談しやすい環境と体制の整備・充実を図るほか、これら相談窓口の一層のPRに努めてまいりたい。

○ **子どもが直接相談できるものとしてのチャイルドラインは不足している。**

警察では、全国の少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談を受け付けている。

相談には、少年相談に関する知識及び技能を有する少年相談専門職員等が対応し、必要な助言、指導を行っている。また、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称で電話による相談窓口を設置しているほか、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等、少年が相談しやすい環境の整備を図っている。

○ **連続加害により孤立化させられ、被害の発覚を怖れる被害者が安心して相談できるための窓口の整備。**

警察では、被害者等からの各種要望や相談に対応するため、全国の警察本部に相談窓口を一本化した警察総合相談室や全国统一番号の相談専用電話である「#9110番」を設置しているほか、犯罪や被害者の態様に応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談に対応する専用電話も設置している。

これらの相談電話は匿名のものも受け付けているなど、相談者のプライバシーは保護されていると承知しているが、今後とも、被害者の意向や懸念に配慮した対応に努めてまいりたい。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

- 被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。
- 相談窓口の担当員に対する研修について、1回1、2時間の話聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして、自分が口に出してやってみて「違う、被害者だったらどういうふうに思うと思うか」という、きめ細かい研修が必要である。
- 犯罪被害者等支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う。

警察では、被害者に接する個々の警察職員が被害者の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員への指導、教育が極めて重要であると認識しており、被害者支援の意義や各種施策の概要、被害者の立場、心情への配慮や具体的な対応の在り方等についての研修を行っている。

具体的には、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に、被害者支援に関する基礎的な研修を実施しているほか、被害者支援担当部署に配置された職員に対しては、法曹関係者、精神科医、臨床心理士やソーシャルワーカー等の各分野における専門家等による講話や事例研究、被害者等を招いての被害体験の講演、被害者支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を行うなど、専門的な研修を実施している。

また、臨床心理士等により、カウンセリング業務に従事して間もない職員等を対象として、カウンセリング概論や被害者心理等の基礎的な教育を、さらに、カウンセリング業務に従事する主に臨床心理士の資格を有する職員を対象として、事例検討や演習を中心とした実践的・専門的な教育を行うなど、カウンセリング業務に従事する職員を対象とした専科教育を行っている。

また、各都道府県においては、民間の被害者支援団体が実施するボランティア養成研修等に講師を派遣する等様々な形での支援を行っている。

今後とも、これらの研修の充実を図るとともに、被害者支援の輪が全国各地で広がるように、民間被害者支援団体への支援、広報啓発活動等に努めてまいりたい。

- 子どもの援助に精通している者の養成が必要。

警察では、被害児童の継続的な支援を行う少年補導員、少年相談専門職員に対し、カウンセリングの技法に関する講習の実施、専門課程のある大学院への派遣、部外の専門機関が開設する心理学関係の研修の受講等により、知識及び技能の向上を図っているほか、臨床心理士の資格を持つ職員をあてている府県もある。

今後とも、関係職員が必要な専門技術等を修得できるように努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めてまいりたい。

- 被害実態の組織的継続的調査の実施
- 犯罪被害者のきょうだいの問題に関する調査・研究を充実させてほしい。

- 内閣府によるDV調査と啓発の効果から、今後は青少年の性暴力やデートDV調査を実施すること。
- 性暴力被害者の対処行動や心理状態について、日本全国の広範な調査研究を、被害者のプライバシーをきちんと守り、二次被害を与えないような配慮を十分した上で行い、それを裁判や被害者支援に反映させてほしい。
- 被害者と共に性暴力の被害者について、正確な調査がない。被害率、警察そのほかへの通報率、民事も含めた司法とのかかわりの率、PTSD発症率、受療行動調査など、基礎的な国全体の状況に関する公的調査が必要。米国の司法当局と厚生関係当局との合同全国調査に相当する調査が必要。

警察では、被害者支援施策に資するため、従来から、学識経験者や実務家とも連携して、殺人、性犯罪等の被害類型ごとに被害者本人及びその遺族等を対象として、身体的・心理的・経済的・社会的被害の実態及び警察・国等に対するニーズ等に関する調査を行い、被害者への対応の在り方等その後の被害者支援の参考としてきたところである。

今後とも、犯罪被害の実態等についての調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実に活かしてまいりたい。

なお、青少年の性暴力及びデートDVの調査については、被害者団体からの要望の経緯やこれまでに実施された調査に照らして、青少年問題や配偶者暴力問題に知見を有する内閣府において実施することが適当と思われるが、これらの調査に当たって警察の協力が必要ということであれば、可能な限り協力してまいりたい。

- **医療関係者、損害保険会社、犯罪被害給付金担当者、葬儀関係業者、被害者等による総合的支援プログラムの開発**

警察では、専門的な被害者支援が必要とされる事件の発生の際には、捜査員とは別の被害者支援担当者をあらかじめ指定する「指定被害者支援要員制度」を運用し、発生直後の早期の段階から、被害者への付き添い、相談対応等支援活動を行うとともに、大きな精神的被害を受けた被害者に対しては、専門的知識を有するカウンセラーによる精神的ケアを行うなど早期の危機介入を実施している。

また、被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたることから、警察が中心となって、これらに関係する機関、団体等が相互に連携を図るための「被害者支援連絡協議会」を全都道府県及び警察署の管轄区域等を単位として設立し、総合的・横断的な被害者支援が実施されるよう努めている。

特に、民間被害者支援団体は、病院への付き添いや家事の介助のように、行政が行うことが必ずしも適当でないと思われるような、生活に密着したきめ細かな支援を行えることから、警察では、民間被害者支援団体との緊密な協力関係を構築するとともに積極的な支援を実施している。

今後とも、関係機関、団体との連携を強化し、総合的な支援体制を構築してまいりたい。

- **犯罪被害者支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」を設立してほしい。**
- **犯罪被害者支援に関し、研究・教育・研修を行う公立の施設が必要ではないか。**
警察においては、科学警察研究所、警察政策研究センター等において、犯罪被害者支援を含めた警察行政に関する研究、調査を行っている。
また、警察大学校、管区警察学校及び各都道府県警察学校において、職員の採用時及び昇任時における被害者支援に関する研修や、被害者支援業務に従事する者やカウンセラー等に対する研修等を実施している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

- 地方自治体による財政的支援を充実させてほしい。
- 支援員の研修費用への補助がほしい。
- 民間支援団体へ財政的支援をしてほしい。
- 民間犯罪被害者支援組織では財政基盤確立と人材確保が急務
- 民間の犯罪被害者支援団体が十分な被害者支援を行えるよう経済的援助を行ってほしい。
- 支援活動をしている民間団体への財政援助を考えてほしい。

警察庁では、都道府県警察が民間被害者支援団体に所属するボランティア相談員に対し業務を委嘱するための経費や、都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体で直接支援活動に従事するボランティアに対し業務を委嘱するための経費につき、所要の補助措置を講じているほか、各都道府県警察においても、民間被害者支援団体の活動について、警察費により助成を行うなど、民間被害者支援団体への財政的支援の充実に努めている。

民間の被害者支援員の研修についても、講師の手配、派遣、会場の借り上げ等について可能な限り協力している。

さらに、人材の確保については、シンポジウムやフォーラム等の各種キャンペーンの実施・後援、ポスター、リーフレットやホームページをはじめとする各種広報資料等を活用して民間被害者支援団体の活動についての広報等に努めている。

今後とも、これらの団体の人的、経済的基盤の確立について、警察としても、可能な限り支援を行ってまいりたい。

- **被害形態がDV、虐待、性被害、未解決事件など、早期支援団体が不慣れな領域を支援している民間ボランティア団体に対しても継続的な経済的支援**

各都道府県警察では、経済的支援を含め、民間被害者支援団体の活動に対し、様々な支援を行っているところであり、今後とも、可能な限り支援してまいりたい。

なお、犯罪被害者等早期援助団体においては、犯罪被害の態様及び事件の解決、未解決にかかわらず、被害者等に支援を行っている。

- **自助グループへの継続的物的財政的支援**
- **国から被害者の自助グループへの財政的支援**
- **犯罪被害者同士の交流の場の提供（自助グループの開設と交流等）が必要ではないか。**

犯罪被害者にとって、被害者同士の交流が、その後の立ち直り等に関して極めて重要であると認識している。

他方、全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体は、被害者からの電話相談や面接相談等を中心とした活動を行っているが、これらの団体は、

同じような被害に遭われた方の交流場所ともなっていると承知している。

各都道府県警察では、民間被害者支援団体の活動に対し、様々な支援を行っているところであるが、今後とも、これら民間被害者支援団体の活動が一層充実したものとなるよう支援を行っていくこと等を通じて、自助グループの開設や交流等がより容易となるように努めてまいりたい。

- **市町村の負担金支出の根拠となる規定を整備してほしい。**

犯罪被害者等基本法第22条が根拠になり得るものとする。

- **被害者支援を行政の取り組むべき業務として位置づけてほしい。**

犯罪被害者への支援は、警察法第2条に基づく警察の本来業務の一つであるとの認識の下、警察庁では、平成8年2月に全都道府県警察に対し、被害者支援の基本方針である「被害者対策要綱」を示し、被害者対策のための各種施策の推進に努めている。

また、平成13年の犯罪被害者等給付金支給法の一部改正により、警察本部長等の責務として、「被害者等に対する情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他必要な援助を行うように努め」ることと規定されている。

- **被害者支援法人を法制化し、一定の条件の下に国庫から継続的に財政支援を受けて安定した財政基盤の下で支援に当たりたい。**

- **更生保護法人と同様、犯罪被害者支援組織も法人化し、一定条件の下で国が継続的に財政支援を行うとともに、特定公益増進法人に指定し税法上の優遇措置が受けられるようにする必要があるのではないか。**

現在、警察では、都道府県警察が民間被害者支援団体に所属するボランティア相談員に対し業務を委嘱するための経費や、都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体で直接支援活動に従事するボランティアに対し業務を委嘱するための経費につき、所要の補助措置を講じている。

引き続き、民間被害者支援団体の財政基盤の強化方策について、検討を行ってまいりたい。

なお、税制上の優遇措置については回答する立場にないが、犯罪被害者等早期援助団体については、特定公益増進法人の認定を受けられることとなっているものと承知している。

- **国は、民間の犯罪被害者支援組織及び被害者・自助グループの設立・運営を支援し、全国的な被害者支援体制を確立すべきではないか。被害者が被害直後から全国どこでも支援を受けられる体制を整備することが必要ではないか。**

- **全国的な犯罪被害者支援センターの整備**

「全国的な犯罪被害者支援センター」の意味するところが明らかでないが、全国的な犯罪被害者支援組織としては、現在、全国被害者支援ネットワークが活動

を行っているものと承知している。

警察庁では、同ネットワークの設立時から、その運営及び活動等に必要な協力を行うとともに、同ネットワークと連携しつつ、全国的な被害者支援体制の整備に努めてきた。また、各都道府県警察においても、同ネットワーク加盟団体と緊密に連携しつつ、被害者支援に当たっているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体が、可能な限り早期に各都道府県公安委員会により犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けられるように、その体制整備に最大限の支援を行ってきている。

今後とも、同ネットワークの運営及び活動に対して、可能な限り協力を行い、全国で被害者が必要な支援を受けられるように努めてまいりたい。

なお、犯罪被害者支援組織の在り方については、各都道府県における民間被害者支援団体の設立及び活動状況、犯罪被害者等早期援助団体の指定の見通しや活動状況等を踏まえつつ、中・長期的に検討を行っていく必要があると考える。

○ **政府広報などで支援センターの活動を積極的に広報してほしい。**

警察庁では、全国被害者支援ネットワークと協力して犯罪被害者が置かれている実態や、警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる被害者支援について積極的に広報している。また、各都道府県警察においても、シンポジウムやフォーラム等の各種キャンペーンを実施・後援したり、ポスター、リーフレットやホームページをはじめとする各種広報資料等を活用して広報に努めている。

政府広報の活用も含め、引き続き、民間被害者支援団体の意義、活動等について、広く国民の理解が得られるように努めてまいりたい。

○ **被害者支援サービスを提供する関係省庁から支援団体に職員を派遣し、被害者支援サービスの充実を図りたい。**

民間被害者支援団体に職員を派遣することについては、被害者や被害者支援の実態をより身近に理解できること等意義のあることと考えるが、具体的に派遣が可能かどうかについては、各都道府県の実情等を踏まえて検討する必要があると認識している。

○ **行政や専門家が連携して事件の直後からそれぞれの時期、段階において、被害者遺族の求めに応じたサポートができるような犯罪被害者支援センターを北海道に設立すること。**

現在、北海道警察では、全国被害者支援ネットワークに加盟している二つの民間被害者支援団体とも連携しつつ、被害者支援に当たっているものと承知している。

また、北海道においても、警察、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、相談機関等による「被害者支援連絡協議会」が道、各方面本部及び各警察署単位に設立されており、この連絡協議会の下、各機関、団体等の緊密な連携と協

力により、被害者のニーズに対応した支援活動を推進しているものと承知している。

いずれにしても、警察としても、全国において、被害者や遺族のニーズに応じた支援が展開されるように努力してまいりたい。

○ **支援センターによる保険会社との代理交渉や留守宅の管理等生活支援の充実**

近年、犯罪被害者等早期援助団体をはじめ、民間被害者支援団体において、電話や面接による相談対応のみならず、裁判所や病院等への付き添い、公的サービスを受けるための関係機関との連絡調整、家事の介助等の日常生活上の支援等直接的な支援を実施するケースが増加しつつあると認識している。

警察としても、民間被害者支援団体によるこのような被害者への直接的支援がより積極的に行われるよう、民間被害者支援団体の基盤整備等に努めてまいりたい。

○ **交通事故鑑定については、民間団体を育成し、警察の作業を軽減すること。**

警察庁においては、的確な交通事故捜査を行うため、交通事故鑑定に関する専科教育等を実施し、鑑定能力を有する交通捜査員を育成し、また、各都道府県警察においても、部内研修等を実施するなど、鑑定能力の向上等に努めている。

他方、高度な交通事故鑑定を必要とする場合においては、必要に応じて大学、研究機関等に鑑定を委託するなどして、的確な交通事故捜査に努めているところであるが、交通事故鑑定の結果は、公判廷において証拠となり得るものであり、鑑定の委託先については、慎重に検討する必要があると考える。

○ **「被害者会館」の創設や被害者、遺族等が優先的に公共施設（特に土日等）を使用できる体制整備**

「被害者会館」の意味するところが明らかでないが、一般に警察施設を民間に貸し出すことについては、警備上、保秘上の問題等により困難であることをご理解願いたい。

○ **医療関係者、司法関係者、被害者支援の弁護士、専門的な支援をする者たちが、ネットワークをつくり、その中心に、民間支援の一般的な支援をする方が入って、専門的な支援につなげていくのが一番いい形であり、それを応援、推進していただきたい。**

犯罪被害者のニーズは極めて多岐にわたっており、警察のみではそのすべてに対応できるものではなく、公判過程における支援やその後の生活支援、精神的ケア、平穏な生活の確保等の総合的な被害者支援は、公的機関や民間団体を含めた社会全体で取り組む必要があると認識している。

こうした考え方にに基づき、警察では、すべての都道府県及び各警察署単位に、警察、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、民間被害者支援団体等の

被害者支援に関係する機関、団体等をメンバーとする「被害者支援連絡協議会」を設置し、相互の協力及び緊密な連携を図っている。

特に、民間被害者支援団体は、行政機関の所掌にとらわれることなく、より生活に密着したきめ細かな支援を提供することが可能であることから、今後、よりその活動が期待される。このため、警察としても、これら民間被害者支援団体と緊密に連携して被害者支援に当たるとともに、その支援活動の充実を図る必要があると認識しており、今後、情報提供等連携を一層強化するとともに、その人的、財政的基盤の確立についても、可能な限り支援を行ってまいりたい。

地下鉄サリン事件被害者の実態調査について

1 実態調査の概要

(1) 目的

地下鉄サリン事件被害者の身体的・心理的・経済的・社会的被害の実態及び警察・国に対するニーズを把握するとともに、これを広く社会全体に周知し、その後の警察及び関係機関における被害者支援の充実、強化に資すること。

(2) 実施時期

平成10年5月及び平成12年3月

(3) 調査結果の概要(調査の要約は別添のとおり)

<第1回>

1 調査内容

- 調査時期 平成10年5月
- 調査対象 1,247名(警視庁が被害届を受理した5,311名のうち調査に協力した者)

2 調査結果

- 被害から3年経過した調査時点でも、約半数の被害者が何らかの身体の異常を自覚している。
- 調査時点でも、PTSD(心的外傷後ストレス障害)により、行動レベル・意識レベルの影響を受けている者が多く見られる。
- 被害者は、家族・友人により、心情を理解され支えられていることが多いが、職場において傷付けられている場合も多く見られる。
- 警察による事情聴取については、「同じことを何度も聞かれる」との批判的な評価も見られるが、半数以上からは肯定的な回答がなされている。
- 被害者からの要望は、国などの事件への対応に関するもの、法執行機関に対するもの、心身への影響の治療に関するもの、精神的・経済的支援に関するものなど多岐にわたっている。

<第2回>

1 調査内容

- 調査時期 平成12年3月
- 調査対象 837名(第1回調査時に今後の調査に協力する旨回答した1,477名のうち調査に協力した者)

2 調査結果

第1回調査後2年間の身体的被害及び心理的な影響の変化を把握することに重点を置き、調査

- 身体被害の変化
4割弱の者が「よくなっている」と回答しているものの、約1割の者が「悪くなっている」と回答。
- 心理的な影響の変化
4割弱の者が「事件に関連した報道はみる」と回答しているものの、2割弱の者が「電車を利用する度に恐怖心を抱く」、1割の者が「事件に関連した報道には触れたくない」と回答。また、PTSDの症状に見られる再体験・関連刺激の回避・覚醒亢進等を経験している者も少なくない。
- その他
家族・友人などの人的支援によって改善に向かう一方、周囲の無理解が被害者を傷付けているケースも見られた。